

第 7 3 3 号 平成27年8月10日 発行	天理市公報	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
----------------------------	-------	-----------------------

目 次

条 例	番 号	頁 数
・天理市水道事業給水条例の一部を改正する条例	28	1
規 則	番 号	頁 数
・天理市契約規則の一部を改正する規則	31	2
・天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則	32	2
告 示	番 号	頁 数
・放置自転車等の保管について	222	2
・放置自転車等の保管について	223	3
・放置自転車等の保管について	224	3
・違反広告物の保管について	225	4
・放置自転車等の保管について	226	4
・放置自転車等の保管について	227	4
・放置自転車等の保管について	228	5
・公示送達について	229	5
・放置自転車等の保管について	230	5
・放置自転車等の保管について	231	6
・放置自転車等の保管について	232	6
・公示送達について	233	6
・放置自転車等の保管について	234	7
・抑留犬の公示について	235	7
・公示送達について	236	7
・公営企業の業務状況の公表について	237	8
・放置自転車等の保管について	238	19
・放置自転車等の保管について	239	19
・放置自転車等の保管について	240	19
・放置自転車等の保管について	241	20
・放置自転車等の保管について	242	20

・放置自転車等の保管について	243	20
・公示送達について	244	21
・放置自転車等の保管について	245	21
・放置自転車等の保管について	246	21
・放置自転車等の保管について	247	22
・放置自転車等の保管について	248	22
・放置自転車等の保管について	249	23
公 告	番 号	頁 数
・公募型プロポーザルについて	25	23
・農用地利用集積計画について	26	29
・一般競争入札について	27	29
教育委員会	番 号	頁 数
・天理市教育表彰規則の一部を改正する規則	13	33
・天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	14	33
・教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則	15	33
・定例教育委員会の招集について	11	33
農業委員会	番 号	頁 数
・農業委員会の招集について	8	33
公営企業	番 号	頁 数
・平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	25	34
・公共下水道の供用（処理）の開始について	10	34
・一般競争入札について【公告】	26	35
・天理市指定給水工事事業者の指定について	11	39

条 例

天理市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成27年8月3日

(平成27年8月3日掲示済)

天理市長 並 河 健

天理市条例第28号

天理市水道事業給水条例の一部を改正する条例

天理市水道事業給水条例（平成9年12月天理市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「所有者」の次に「又は管理人」を加え、同条第2項中「すべて」を「全て」に改め、「満たしている共同住宅の」の次に「給水装置を新設しようとする者又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第29条第3項中「所有者」の次に「又は管理人」を加える。

第34条第2項中「前項」を「第23条第2項の規定により管理者の承認を受けた者は、前項」に、「額は」を「額を」に改め、同条第4項中「管理者は、」を削り、「共同住宅が」を「共同住宅において」に、「場合において、子メーターそれぞれを給水装置の新設工事を行って設置するメーターとみなして算出した」を「者は、既納されている」に、「既納されている」を「子メーターそれぞれを給水装置の新設工事を行って設置するメーターとみなして算出した」に、「当該共同住宅の給水装置の所有者から徴収する」を「管理者が指定した期日までに納入しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

(平成27年 7 月15日 掲 示 済)

天理市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月15日

天理市長 並 河 健

天理市規則第31号

天理市契約規則の一部を改正する規則

天理市契約規則（昭和40年 8 月天理市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第167条の8第3項」を「第167条の8第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成27年 7 月15日 掲 示 済)

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月15日

天理市長 並 河 健

天理市規則第32号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則

天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第4号建設工事請負契約書第48条第1項第1号中「受注者」の前に「公正取引委員会が」を加え、「第65条又は第67条の規定による審決がなされ、当該審決」を「第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令」に改め、同項第2号中「第49条第1項」を「第49条」に改め、「同条第7項の規定により」を削り、同項第3号中「第50条第1項」を「第62条第1項」に改め、「同条5項の規定により」を削る。

様式第4号建設工事請負契約書第52条第1項中「審決」を「当該命令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(平成27年 7 月 6 日 掲 示 済)

天理市告示第222号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年7月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年7月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年7月6日から平成27年9月3日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成27年7月7日揭示済）

天理市告示第223号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年7月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年7月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年7月7日から平成27年9月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- （以下 略）

（平成27年7月8日揭示済）

天理市告示第224号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年7月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年7月8日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成27年 7 月 8 日から平成27年 9 月 5 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 7 月 9 日 掲 示 済)

天理市告示第225号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成27年 7 月 9 日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	アパマンショップ	ラック	1	田町	H27. 7. 3	H27. 7. 3	市役所 地下駐車場

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743-63-1001 (内線330)

(平成27年 7 月 9 日 掲 示 済)

天理市告示第226号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 7 月 9 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 7 月 9 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
- (1) 返還期間
平成27年 7 月 9 日から平成27年 9 月 6 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 7 月 10 日 掲 示 済)

天理市告示第227号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 7 月 10 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 7 月 10 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 7 月 10 日から平成27年 9 月 7 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 7 月 13 日 揭示済)

天理市告示第228号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 7 月 13 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 7 月 13 日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 7 月 13 日から平成27年 9 月 10 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 7 月 14 日 揭示済)

天理市告示第229号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 7 月 14 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年 7 月 14 日 揭示済)

天理市告示第230号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 7 月 14 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 7 月 14 日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 7 月14日から平成27年 9 月11日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 7 月15日 揭示済)

天理市告示第231号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 7 月15日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 7 月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 7 月15日から平成27年 9 月12日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 7 月16日 揭示済)

天理市告示第232号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 7 月16日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 7 月16日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 7 月16日から平成27年 9 月13日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 7 月21日 揭示済)

天理市告示第233号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年7月21日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成27年7月21日掲示済)

天理市告示第234号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年7月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年7月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年7月21日から平成27年9月18日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年7月21日掲示済)

天理市告示第235号

抑留犬の公示について

狂犬病予防法第6条第8項(第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり公示する。

平成27年7月21日

天理市長 並 河 健

保護日時 平成27年7月21日 10:30
保護場所 天理市川原城町
種類 雑種(柴系)
性別 雄
毛色 茶
体格 中
首輪 無
その他、特徴 無

犬の所有者は、郡山保健所(T E L 51-0193)へ返還請求の手続きをしてください。

(平成27年7月22日掲示済)

天理市告示第236号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年7月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成27年7月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年7月22日から平成27年9月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年7月22日揭示済)

天理市告示第237号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、平成26年10月1日から平成27年3月31日までににおける本市水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成27年7月22日

天理市長 並 河 健

平成26年度下半期天理市水道事業報告書
(平成26年10月1日から平成27年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の給水戸数は、前年同期に比べ170戸(0.7%)増加の23,588戸となりましたが、給水人口は、326人(0.5%)減少の66,765人となりました。

有収水量は、前年同期に比べ大口需要者の使用水量が増加したこと等により、9,708m³(0.2%)増加の4,264,907m³となりました。

(建設改良)

川原城町、滝本町、楢町地内など、市内各地において導水管改良工事、配水管改良工事、配水管布設工事等を行いました。

(経理状況)

給水収益は前年同期に比べ15,174,815円(1.4%)増加し、1,106,292,040円となりました。また、会計制度の見直しにより長期前受金を75,341,831円を計上しましたが、負担金が132,079,223円減少したこと等により、当期収益合計は前年同期に比べ26,767,886円(2.2%)減少の1,207,017,984円となりました。

一方費用は、減価償却費、固定資産除却費等の減少により、前年同期に比べ2,634,106円(0.2%)減少の1,094,484,854円となり、当期損益は112,533,130円の純利益となりました。

今後も水需要は減少する見通しであることから、さらなる経費の削減と業務の効率化を推進し、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成26年 第4回定例会	議案第54号	平成26年度天理市水道事業会計補正予算(第1号)	平成26年12月22日
平成27年 第1回定例会	議案第13号	平成27年度天理市水道事業会計予算	平成27年3月18日
平成27年 第1回定例会	議案第32号	天理市水道事業給水条例の一部改正について	平成27年3月18日

(3) 行政官庁認可事項

該当事項はありません。

(4) 職員に関する事項

平成27年3月31日現在(単位:人)

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	臨時職員	計
職員数	10	17	5	0	32

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

(1) 下半期に施工した主な工事(消費税及び地方消費税込み)は、次のとおりです。

(契約金額1,000万円以上)

工 事 名	契約金額(円)	備考
(25年度繰越工事) 川原城町・田井庄町・前栽町・富堂町地内 耐震補強基幹管路改良工事(10)	255,059,850	
二階堂上ノ庄町地内 15号取水井改修工事	17,842,680	
滝本町地内 耐震補強基幹管路改良工事(12)	139,823,280	
楢町・和爾町地内 φ200mm配水管改良工事	15,109,200	
川原城町地内 耐震補強基幹管路改良工事(11)	29,056,320	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成26年度	平成25年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
3 月 末 給 水 人 口 (人)	66,765	67,091	△ 326	99.5
3 月 末 給 水 戸 数 (戸)	23,588	23,418	170	100.7
下 半 期 配 水 量 (m ³)	4,562,070	4,521,407	40,663	100.9
下 半 期 有 収 水 量 (m ³)	4,264,907	4,255,199	9,708	100.2
下 半 期 有 収 水 量 率 (%) (<small>下半期有収水量/下半期配水量</small>)	93.5	94.1	△ 0.6 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位:円)

事 項	平成26年度	平成25年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 収 益	1,207,017,984	1,233,785,870	△ 26,767,886	97.8
営 業 収 益	1,122,649,123	1,224,573,348	△ 101,924,225	91.7
営 業 外 収 益	84,368,861	9,212,522	75,156,339	915.8
特 別 利 益	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位:円)

事 項	平成26年度	平成25年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 費 用	1,094,484,854	1,097,118,960	△ 2,634,106	99.8
営 業 費 用	1,035,951,224	1,027,102,104	8,849,120	100.9
営 業 外 費 用	55,718,623	66,923,104	△ 11,204,481	83.3
特 別 損 失	2,815,007	3,093,752	△ 278,745	91.0
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	水道事業収益	2,515,509,000	1,310,660,743	2,603,197,619	△ 87,688,619
	営業収益	2,365,443,000	1,226,260,007	2,446,428,628	△ 80,985,628
	営業外収益	150,064,000	84,400,736	156,768,991	△ 6,704,991
	特別利益	2,000	0	0	2,000
支 出	水道事業費用	2,268,055,000	1,199,258,682	2,133,741,658	134,313,342
	営業費用	2,068,941,508	1,078,921,695	1,935,865,125	133,076,383
	営業外費用	175,105,492	117,380,940	175,105,492	0
	特別損失	23,008,000	2,956,047	22,771,041	236,959
	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本の収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	水道事業資本的収入	370,151,000	366,956,974	407,151,454	△ 37,000,454
	負担金	21,132,000	35,851,680	42,856,560	△ 21,724,560
	分担金	39,177,000	26,954,700	54,462,300	△ 15,285,300
	固定資産売却代金	10,000	0	0	10,000
	補助金	11,365,000	5,683,594	11,365,594	△ 594
	投資償還金	298,467,000	298,467,000	298,467,000	0
支 出	水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,606,022,150 377,078,150	886,073,209 255,059,850	1,203,998,514 370,651,170	402,023,636 6,426,980
	建設改良費 (うち、繰越分)	1,100,174,150 377,078,150	531,803,155 255,059,850	698,150,822 370,651,170	402,023,328 6,426,980
	企業債償還金	305,848,000	154,270,054	305,847,692	308
	投資	200,000,000	200,000,000	200,000,000	0

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位:円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
3,419,909,175	0	154,270,054	3,265,639,121

ロ 一時借入金

(単位:円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

平成26年度下半期天理市下水道事業報告書
 (平成26年10月1日から平成27年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の排水戸数は、前年同期に比べ292戸(1.5%)増加の20,190戸となりました。
 また、排水量は25,608m³(0.6%)減少の4,064,993m³となりました。

(建設改良)

田部町、福住町、指柳町地内など、市内各地において污水管布設工事、污水樹設置工事をを行いました。

(経理状況)

下水道使用料は前年同期に比べ2,214,749円(0.4%)減少し、599,445,141円となりましたが、会計制度の見直しにより長期前受金戻入207,630,034円を計上したことにより、当期収益合計は前年同期に比べ185,218,768円(14.3%)増加の1,481,082,964円となりました。

一方費用は、修繕費、支払利息等の減少により、前年同期に比べ58,487,482円(4.4%)減少の1,282,470,035円となり、当期損益は198,612,929円の純利益となりました。

今後も一層の経営努力により経費の削減等に努め、下水道の普及等事業を推進する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成26年 第4回定例会	議案第55号	平成26年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)	平成26年12月22日
平成27年 第1回定例会	議案第14号	平成27年度天理市下水道事業会計予算	平成27年3月18日

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件名	申請先	許可年月日
平成26年9月30日	平成26年度社会資本整備総合交付金交付申請	国土交通大臣	平成26年10月31日
平成27年1月23日	平成26年度社会資本整備総合交付金交付決定変更申請	国土交通大臣	平成27年2月13日

(4) 職員に関する事項

平成27年3月31日現在（単位：人）

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	6	6	2	14

(5) 使用料金その他利用条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

下半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

（契約金額500万円以上）

工 事 名	契約金額（円）	備 考
福住町地内 農業集落排水事業污水管布設工事 （第31工区）	8,336,520	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成26年度	平成25年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
3 月 末 排 水 戸 数 (戸)	20,190	19,898	292	101.5
下 半 期 排 水 量 (m ³)	4,064,993	4,090,601	△ 25,608	99.4

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成26年度	平成25年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
下 水 道 事 業 収 益	1,481,082,964	1,295,864,196	185,218,768	114.3
営 業 収 益	619,117,502	633,205,294	△ 14,087,792	97.8
営 業 外 収 益	861,965,462	662,658,902	199,306,560	130.1
特 別 利 益	0	0	0	-

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成26年度	平成25年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
下 水 道 事 業 費 用	1,282,470,035	1,340,957,517	△ 58,487,482	95.6
営 業 費 用	1,027,054,660	1,066,076,747	△ 39,022,087	96.3
営 業 外 費 用	254,203,721	273,307,345	△ 19,103,624	93.0
特 別 損 失	1,211,654	1,573,425	△ 361,771	77.0
予 備 費	0	0	0	-

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

予算執行状況

イ 収益的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	下 半 期 執 行 額	執 行 累 計	未 執 行 額
収 入	下 水 道 事 業 収 益	3,048,011,000	1,537,615,364	3,065,666,016	△ 17,655,016
	営 業 収 益	1,358,966,000	675,643,664	1,364,735,338	△ 5,769,338
	営 業 外 収 益	1,689,044,000	861,971,700	1,700,930,678	△ 11,886,678
	特 別 利 益	1,000	0	0	1,000
支 出	下 水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	2,643,925,680 5,071,680	1,347,880,656 0	2,590,966,487 5,071,680	52,959,193 0
	営 業 費 用 (うち、繰越分)	2,077,765,234 5,071,680	1,054,800,468 0	2,025,839,307 5,071,680	51,925,927 0
	営 業 外 費 用	555,152,446	291,808,018	555,152,446	0
	特 別 損 失	10,008,000	1,272,170	9,974,734	33,266
	予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	下 半 期 執 行 額	執 行 累 計	未 執 行 額
収 入	下 水 道 事 業 資 本 的 収 入 (うち、繰越分)	463,243,000 11,000,000	204,184,850 8,885,186	381,849,020 10,185,186	81,393,980 814,814
	負 担 金	55,449,000	20,395,064	23,916,334	31,532,666
	補 助 金 (うち、繰越分)	393,097,000 11,000,000	179,933,686 8,885,186	352,282,186 10,185,186	40,814,814 814,814
	長 期 貸 付 金 回 収 金	4,697,000	1,537,100	3,331,500	1,365,500
	そ の 他 資 本 的 収 入	10,000,000	2,319,000	2,319,000	7,681,000
支 出	下 水 道 事 業 資 本 的 支 出 (うち、繰越分)	1,809,814,332 47,523,332	856,830,298 12,284,781	1,652,030,315 42,143,541	157,784,017 5,379,791
	建 設 改 良 費 (うち、繰越分)	289,412,332 47,523,332	96,191,125 12,284,781	140,677,183 42,143,541	148,735,149 5,379,791
	長 期 貸 付 金	10,000,000	500,000	2,319,000	7,681,000
	企 業 債 償 還 金	1,505,684,000	756,787,193	1,505,682,152	1,848
	そ の 他 資 本 的 支 出	4,718,000	3,351,980	3,351,980	1,366,020

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位：円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
21,877,112,010	0	756,787,193	21,120,324,817

ロ 一時借入金

(単位：円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

(平成27年 7 月23日 掲示済)

天理市告示第238号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 7 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 7 月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 7 月23日から平成27年 9 月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 7 月24日 掲示済)

天理市告示第239号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 7 月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 7 月24日
 - 3 移動対象区域
天理市櫛本町930番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 7 月24日から平成27年 9 月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 7 月27日 掲示済)

天理市告示第240号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 7 月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 7 月27日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年7月27日から平成27年9月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年7月28日揭示済)

天理市告示第241号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年7月28日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年7月28日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年7月28日から平成27年9月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年7月29日揭示済)

天理市告示第242号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年7月29日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年7月29日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年7月29日から平成27年9月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年7月30日揭示済)

天理市告示第243号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年7月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年7月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年7月30日から平成27年9月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年7月31日揭示済)

天理市告示第244号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年7月31日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年7月31日揭示済)

天理市告示第245号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年7月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年7月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年7月31日から平成27年9月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年8月3日揭示済)

天理市告示第246号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年8月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年8月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年8月3日から平成27年10月1日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年8月3日揭示済)

天理市告示第247号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。
平成27年8月3日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年7月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年8月3日から平成28年1月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成27年8月4日揭示済)

天理市告示第248号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成27年8月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年8月4日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年8月4日から平成27年10月2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 8 月 5 日 掲示済)

天理市告示第249号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 8 月 5 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 8 月 5 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 8 月 5 日から平成27年10月 3 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

公 告

(平成27年 7 月 7 日 掲示済)

天理市公告第25号

旧天理市立福住幼稚園園舎等利活用を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により受託者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成27年 7 月 7 日

天理市長 並 河 健

- 1 趣旨
天理市（以下「市」という。）では、平成23年度末で閉園となった天理市立福住幼稚園の園舎等建物及び土地（以下「園舎等」という。）の利活用について検討を進めてまいりました。このたび、地域の活性化や新たな雇用の創出等を目的として、民間事業所等の誘致による利活用を図ることと決定いたしました。ついては、施設周辺の地域振興及び福祉の向上に寄与することが期待できる事業を提案し実行する事業者を本募集要領に基づき募集いたします。

2 事業の概要

(1) 事業内容

- ① 事業名
旧天理市立福住幼稚園園舎等利活用事業
- ② 事業実施の基本方針
 - ・地域貢献への取組
 - ・雇用の創出
 - ・幼稚園としての趣を維持しながらの有効活用
 - ・提案事業の安定的かつ継続的な経営

③ 主な事業スケジュール（予定）

内 容	時 期
事業者募集要領の公表	平成27年 7 月 7 日
申請者プレゼン及び事業実施予定者決定	平成27年 8 月中旬
市有財産貸付契約の締結（仮契約※1）	平成27年 8 月下旬
市議会の議決※1	平成27年 9 月下旬
基礎的改修の実施（市）	平成27年10月～11月
事業所開設準備（事業実施予定者）	平成27年11月～平成28年 3 月
事業開始※2	平成28年度中

※1 仮契約及び市議会の議決は、市有財産の貸付が地方自治法第96条第1項第6号に該当しない場合は不要となります。

※2 提案事業は、平成28年度のできるだけ早期に事業開始できるよう努力すること。

(2) 事業手法

- ① 本事業は、「建築物の用途変更による再活用」を行うものです。
- ② 市は、市有財産貸付契約を締結し園舎等を一括して事業者に貸付します。事業者は貸付物件を活用して提案事業を実施するとともに、貸付物件の適正な維持管理を行うものとし、なお、事業実施等に当たっては地域住民との交流や連携を大切に、良好な信頼関係の形成に努めてください。
- ③ 市は、園舎等の利活用の際、必要最小限の改修(基礎的改修)を市の責任において行います。なお、基礎的改修内容については、幼児便所の改修や老朽遊具の撤去など基礎的なものに限り、かつ、必要最小限の改修(基礎的改修)を市の責任において行います。
- ④ 貸付について、園舎等すべての物件を無償貸付いたします。当該貸付が地方自治法第96条第1項第6号に該当する場合は、仮契約を締結し、市議会の議決の日をもって本契約となります。
- ⑤ 什器備品は無償使用できますが、不用物については市と協議の上、事業者負担において処分してください。
- ⑥ 提案事業の実施に伴う改修費(市が行う基礎的改修除く)、光熱水費等の維持管理費、その他提案事業の実施に係る費用については、事業者負担とします。ただし、提案内容が市の各種施策と整合する場合には、財源等を考慮のうえ、財政支援を検討します。

(3) 利活用対象施設の概要

- ① 施設名：旧天理市立福住幼稚園
- ② 閉園年月：平成24年3月(平成23年度末)
- ③ 所在地：天理市福住町3, 902番地(市街化調整区域)
- ④ アクセス：天理総合駅から東へ約18km、車で約20分(名阪国道福住ICから100m)
- ⑤ 地域環境：天理市東部に位置し、田畑が広がる標高450mの高原地区
- ⑥ 土地(配布資料参照)
 - ア. 所在地：奈良県天理市福住町3902番地
 - イ. 登記地目：田・畑・山林
 - ウ. 面積：総面積 5,609.3㎡
内訳 建物敷地 2,837㎡、運動場 2,295㎡の他、アスレチック場(まる山)、園舎アプローチ
 - エ. 区域区分：市街化調整区域
- ⑦ 建物(建築面積781.6㎡、床面積705.4㎡)
 - ア. 園舎：667.32㎡ 平成2年3月建築 鉄骨造 平屋
※保健室整備に伴い、洗浄室、男子便所など平成14年3月一部改造あり
 - イ. 外部倉庫：32.58㎡ 平成2年3月建築 補強コンクリートブロック造 平屋
 - ウ. ボンベ室：5.50㎡ 平成2年3月建築 補強コンクリートブロック造 平屋
 - エ. 玄関ポーチ及びテラス：76.2㎡
 - オ. 遊具：別紙遊具リストのとおり
 - カ. その他：足洗い場、鳥小屋、花壇、門扉など
- ⑧ 建物耐震状況：新耐震基準
- ⑨ 園舎詳細(現状有姿)
 - ア. 職員室(54.8㎡)、会議室(27.6㎡)
 - イ. 保育室1(64.0㎡)、保育室2(64.0㎡)、保健室(26.1㎡)、遊戯室(120.0㎡)
 - ウ. 倉庫1(12.0㎡)、倉庫2(12.0㎡)、倉庫3(15.0㎡)、倉庫4(25.0㎡)
 - エ. 印刷室(8.80㎡)、更衣室(5.80㎡)、湯沸室(5.40㎡)
 - オ. 洗浄室(5.4㎡)、手洗い、幼児用便所、男子便所、女子便所
 - カ. 廊下、幼児用手洗い、多目的ホール、ホール
- ⑩ 園舎設備関係
 - ア. 暖房換気設備：温風暖房器(ガスクリーンヒーター)、空気調和機
 - イ. 給排水衛生設備：給湯、給水設備、衛生器具
 - ウ. 電気設備：従量電灯B、低電圧力
 - エ. 放送設備：配管配線はありますが、アンプ等の放送機器はありません。
 - オ. 自動火災報知設備：P型2級
 - カ. 警備システム：有(総合警備保障)
 - キ. ガス設備：液化石油ガス
 - ク. 浄化槽：単独処理、分離接触ばっ気方式、30人槽(し尿浄化槽)
 - ケ. インターネット環境：事業者にて敷設してください。(開園時は光回線・KCNを使用)
- ⑪ 駐車場：舗装青空駐車場(普通車7台程度)
- ⑫ 什器備品：別紙備品リストのとおりですが、状態は現地見学会でご確認ください。

3 施設等利用現況

園舎等は、イベント等による一時利用のほか定期的な利用は現時点ではありません。閉園後の一時利用状況は下記のとおりです。なお、旧福住幼稚園は天理市地域防災計画において避難所に指定されています。

- ・民間イベントの開催（幼稚園カフェ1回、平成26年8月21日・22日・24日）
- ・会議の開催（街づくり協議会1回、平成26年8月27日）

4 申請条件

(1) 提案条件

- ① 本事業は、園舎等を一体的に利活用することとしますので、部分的な貸付は行いません。
- ② 新たな施設建設を伴わない旧園舎内で可能な範囲の事業を提案してください。
- ③ 提案事業は、年間を通じて園舎等の利活用を図るものであること。
- ④ 提案事業は、地域外からの新たな訪れを生み出し、交流人口の増加、雇用創出に寄与するものであること。雇用創出にあたってはテレワークの活用等の手法も検討してください。
- ⑤ 地域における災害時の避難場所として避難所機能を確保すること。
- ⑥ 地元団体利用や地域行事等による利用については、事業等に支障のない限り積極的に協力すること。
- ⑦ 善良な管理者の注意をもって秩序ある管理運営を確保すること。

(2) 土地と建物について

- ① 土地と建物は、事業実施予定者に一括で無償貸付します。事業実施までに市が基礎的改修を行います。その詳細は事業実施予定者と協議をします。概ねの予定は次の通りです。
 - ア. 幼児用便所の改修
 - イ. 老朽遊具等の撤去
- ② 貸付期間は20年の範囲内とし、原則、借地借家法に基づく定期借地権及び定期借家権を設定します。
- ③ 貸付期間が満了した場合又は契約の解除があった場合には、速やかに原状回復し市に返還してください。ただし、市と協議のうえ、変更後の状態に問題がないと判断した場合には、原状に戻すことは要しないこととします。
- ④ 園庭にある残存遊具等工作物については、指定するもの以外は、市と協議のうえ撤去することは可能です。ただし、撤去費用は事業者負担となります。
- ⑤ 園舎等を第三者に譲渡又は転貸すること、及び他の権利を設定することはできません。
- ⑥ 提案事業と著しく異なる事業を行った場合、貸付契約を解除する場合がありますが、この解除により事業者には損害が発生しても市はその賠償責任を負いません。

(3) その他

- ① 提案事業は、地域住民との関係や周辺環境及び環境負荷の低減に配慮したものとしてください。
- ② 提案事業は、関係法令を遵守したものであり、かつ、地域活性化に資すると認められるものとしてください。地域活性化に資するとは、下記のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア. 施設周辺地域又は市の福祉向上に資する事業
 - イ. 施設周辺地域又は市の雇用促進に資する事業
 - ウ. 施設周辺地域又は市の産業振興に資する事業
 - エ. その他住民サービスの向上に資する事業
- ③ 提案事業は、下記のいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業等に供する用途である場合。
 - イ. 宗教活動や政治活動を目的とした用途である場合。
 - ウ. 公益を害する虞のある用途である場合。
 - エ. 公序良俗に反する行為、風紀を乱す行為を行う場合。
- ④ 提案内容によっては、建築基準法・都市計画法・消防法等の関係法令に抵触する場合がありますので、関係法令等を遵守してください。
- ⑤ 事業開始に必要な許認可（都市計画法第34条 用途変更の許可など）については、事業実施予定者が責任を持って取得してください。なお、用途変更の許可については、奈良県の許可基準の変更が予定されていますのでご留意ください。

5 貸付に関する事項

(1) 事業者の負担

- ① 園舎等の維持管理に伴う光熱水費や燃料費・設備点検費用等
- ② 施設修繕費については、その都度事業者と市とで協議をして決定します。基本的な考え方は、施設保全費や日常修繕は事業者負担としますが、雨漏り修繕や給排水衛生設備などの修繕は市負担を想定しています。なお、暖房設備が故障した場合は、機器の入れ替え修繕はできません。事業者負担にて別途暖房器具の設置を願います。
- ③ 園舎等の改修にかかる費用（施設改修については、市の承諾を得て事業者の責任において行うこと）は、事業者負担とします。
- ④ 本件契約の締結に必要な費用は、事業者負担とします。
- ⑤ 原状回復に要する費用
貸付期間の満了及び契約を解除した場合は、速やかに原状回復し、貸付物件を市に返還してくだ

さい。ただし、市と協議のうえ市が認めた場合はこの限りではありません。

⑥ 損害の賠償

事業者は、園舎等における事業の実施にあたり、その責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければなりません。この場合においては、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は事業者に対して求償権を有するものとします。

(2) 瑕疵担保責任

遊具及び設備関係については使用可能状態にあることを契約締結までに事業実施予定者の立会いのもと市で確認します。契約締結後、物件に隠れた瑕疵があることを発見しても損害賠償の請求若しくはこの契約を解除することはできません。

6 事業継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとします。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

たとえば長期間業務を実施できないなど、事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、または、その懸念が生じた場合、市は事業者に対してその改善を図ることを求めるものとし、改善が認められない場合、市有財産貸付契約を解除することができるものとします。この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとします。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、市有財産貸付契約を解除することができるものとします。この場合、市は事業者に生じた損害を賠償するものとします。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合、市と事業者は、事業の継続の可否について協議を行うものとします。

7 申請資格

法人であること。(市内の非営利団体に限る。)ただし、次の要件を満たしていることを条件とし、要件を満たしていないものによる申請は無効とします。

① 国税、地方税を問わず税を滞納していないこと。

② 事業実施に向けて財政的な裏付けを確保し、物件の活用に必要な資力及び遂行能力を有していること。

③ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。

④ 天理市建設工事等暴力団排除措置要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。

8 事業実施予定者選定スケジュール (予定)

実施要領の公表から選定までの実施手順は以下のとおりである。

内容	期間等
実施要領の公表	平成27年 7 月 7 日 (火) 天理市公式ホームページ上で公開する。
現地見学会 (任意参加)	平成27年 7 月14日 (火) 14時から16時まで
質問受付期限	平成27年 7 月21日 (火) 17時まで ※質問への回答：平成27年 7 月24日 (金) 天理市公式ホームページに掲載する。
提案書等の提出期間	平成27年 7 月17日 (金) から 平成27年 8 月 7 日 (金) まで
第一次審査 (書類審査)	平成27年 8 月11日 (火) ※提案者が 3 社を超える場合に実施し、第二次審査の対象とする参加事業実施予定者 3 社を選定する。
第一次審査結果通知	平成27年 8 月11日 (火) ※第一次審査参加者全員に結果通知する。
第二次審査 (プレゼン・ヒアリング審査)	平成27年 8 月14日 (金) ※第一次審査通過者に第二次審査の案内を通知する。
事業実施予定者選定結果通知	平成27年 8 月17日 (月) ※第二次審査参加者全員に結果通知する。

9 申請手続き

(1) 実施要領の配布

実施要領等を下記のとおり配布します。これらは、天理市公式ホームページからもダウンロードできます。郵送での配布は行いません。

① 配布期間：平成27年 7 月 7 日 (火) から平成27年 8 月 7 日 (金) まで

- ② 配布時間：土・日・祝日を除く9時から17時まで
- ③ 配布場所：天理市市長公室総合政策課（市役所4階）
- ④ 配布資料

- ・旧天理市立福住幼稚園園舎等利活用事業事業者募集要領(本実施要領)
- ・旧天理市立福住幼稚園位置図
- ・旧天理市立福住幼稚園配置図
- ・旧天理市立福住幼稚園建物平面図
- ・旧天理市立福住幼稚園維持管理費実績
- ・遊具備品リスト
- ・現地写真

(2) 現場見学会

① 日程

日時：平成27年7月14日（火）14時から16時まで
場所：天理市福住町3902番地 旧天理市立福住幼稚園

② 参加方法

説明会の参加希望者は、前日の15時までに担当部局までファックス又は電子メールで現地見学会参加申込書（様式第7号）を提出すること。参加できる人数は3名までとする。なお、説明会においては参加者からの質問は一切受け付けないのでご了承ください。

※ 現場説明会への参加は、任意参加とする。

(3) 質問受付及び回答

① 受付期限：平成27年7月21日（火）17時必着

② 受付方法

質問がある場合は、質問書（様式第5号）をファックス又は電子メールで担当部局へ提出すること。

③ 回答方法

寄せられたすべての質問とそれに対する回答を、平成27年7月24日（金）にホームページに掲載する。

(4) 提案書等の提出

① 提出期間：平成27年7月17日（金）から平成27年8月7日（金）当日必着

② 提出方法

提出は、持参、郵送（書留郵便に限る）、宅配便の方法により提出すること。なお、持参する場合の受取時間は、土・日・祝日を除く9時から17時までとする。

③ 提出先：担当部局へ提出すること。

④ 提出書類及び部数

提出書類は日本語で作成すること。体裁は用紙A4判片面または両面印刷とするが、A3判による折り込みも可とする。文字数、文字サイズ等の書式は指定しない。イ～ケをクリップ留めしたものを9部作成し、アを添付の上、提出すること。なお、官公庁の発行する証明書は、発行の日から3か月以内のものとする。

ア. 旧天理市立福住幼稚園園舎等利活用申請書（様式第1号）

イ. 事業計画書（様式第2号）

ウ. 誓約書（様式第3号）

エ. 園舎等利用計画図（任意様式）

オ. 法人概要書（様式第4号）

カ. 定款、寄附行為その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類

キ. 法人登記事項証明書（登記事項全部証明書）

ク. 決算書等（過去3期分）

ケ. 納税証明書（過去3年分）

※ 事業形態及び設立年等により、提出できない書類がある場合は担当部局まで連絡ください。別途指示します。

(5) 提案について

本提案は、事業実施予定者を選定するために必要な提案を求めるものであり、事業計画書では、提案内容についての基本的な考え方や事業実施する上での体制、地域との協調や地域活性化への貢献、収支計画等についての記載を求める。

提案については、配布資料に加えて提案者独自の調査研究により、本事業に関する関連事情を十分理解した上で提案書が作成されることを期待しており、申請者には特に次のことを望むものである。

・ 長年地域に愛された施設の利活用であることを鑑み、地域との協調及び地域活性化への貢献と事業継続のバランスが図られた提案であること。

・ 提案事業については、高原地区街づくり協議会との調整を要することから、提案内容について、協議会からの修正要望に関してある程度柔軟に対応できること。

- ・ 本市及び地域の強み、特性を十分に理解し、創意工夫あふれる提案を積極的にされること。

10 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式とし、別に定めるプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で、以下の方法により最優秀提案者の選定を行う。本市は、最優秀提案者と契約の交渉を行うものとするが、辞退その他の理由で契約できない場合は、優秀提案者と契約交渉ができるものとする。

① 一次審査（書類審査）

提出された提案書等について、審査委員会において上位3社を選定し、すべての提案者にその結果を文書通知する。なお、提案者が3社以内の場合は、第一次審査は実施せず、すべての提案者を第一次審査通過者として取り扱う。

② 第二次審査（プレゼン・ヒアリング審査）

ア. 第一次審査通過者によるヒアリングを以下の要領で行い、最優秀提案者を選定し、一次審査通過者全員に対し、その結果を通知する。

イ. 各社出席者は3名以内とする。

ウ. 説明時間は、1社あたり1時間以内とする。（提案者のプレゼン30分、質疑応答30分を目安とする。）なお、パソコンを用いる場合、プロジェクター及びスクリーンは市が準備する。

エ. 審査の詳細日程は該当者に別途通知する。

オ. プレゼン用の資料がある場合は、前日15時までに申し出るとともにデータ送信すること。なお、当日9部、申請者で準備し持参すること。

(2) 評価基準

以下の項目により評価を行う。

ア. 法人等の経験・実施体制

イ. 提案内容

- ・ 基本的な考え方は妥当か。

- ・ 本市及び地域の強み、特性を理解し提案内容に創意工夫が感じられるか。

- ・ 地域との協調は配慮されているか。

- ・ 地域活性化への貢献は高いか。

- ・ 提案内容は実現性が高いか。継続性はあるか。

ウ. ヒアリング対応

(3) 審査結果の公表

審査委員会は非公開とし、審査結果についてのみホームページにて公表する。

11 参加事業実施予定者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・ 申請資格を満たさなくなった場合
- ・ 提案内容等に虚偽の記載をした場合
- ・ 本実施要領や提出方法、提出期限を守らない場合
- ・ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

12 市議会の議決

(1) 関連予算案（基礎的改修工事費）

本事業は、旧天理市立福住幼稚園を有効に活用する事業者を募集するに際し、事業内容にかかわらず必要となる基礎的改修については、事業開始までに市が実施することを前提としています。

したがって、本実施要領に基づく事業者募集は、施設の基礎的改修に関わる予算案が天理市議会でも可決されることにより成立します。可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募及びその準備等に係る損害賠償等には一切応じられません。なお、予算案の上程は平成27年9月市議会を予定しています。

(2) 無償貸付議案

本事業では、市有財産を無償貸付します。貸付団体及び事業内容が下記に該当しない場合は、地方自治法96条第1項第6号に基づき市議会の議決が必要となります。可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募及びその準備等に係る損害賠償等には一切応じられません。

- ・ 「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」（昭和39年条例第12号）第4条に定める他の地方公共団体、その他公共的団体又は公共的団体等が、公共若しくは公共用又は公益事業に供する場合であり、かつ地域の活性化に資するものと認められる事業の場合

13 その他留意事項

(1) 本件に参加する費用は、全て参加事業実施予定者の負担とする。

(2) 提出期間後の提案書等の修正又は変更は一切認めない。

(3) 応募後に辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第6号）を提出すること。

(4) 提案書等について情報公開請求があった場合は、天理市情報公開条例（平成9年条例第31号）に基づき提出書類を公開することがある。

- (5) 事業実施予定者は、高原地区街づくり協議会へ出席し、提案内容の説明をすることとする。協議会においてなされた要望事項については、真摯に受け止め要望内容について検討すること。
- (6) 市は最優秀提案となった事業内容について、地域説明会を開催する計画があり、事業実施予定者の同席を求めます。なお、事業内容について、提案書等の内容を尊重し市と事業実施予定者で協議をして決定しますが、その際、地域と良好な関係を築くことを重視し、地域説明会及び高原地区街づくり協議会からの要望や意見も参酌すること。
- (7) 本施設は、天理市地域防災計画の避難所に指定されているため、市と防災に関する協定を締結すること。
- (8) 貸付期間において、事業者の契約の履行状況等を確認するため、使用状況を調査し又は事業報告を求めることがあります。
- (9) 第二次審査（プレゼン・ヒアリング審査）を平成27年 8 月14日（金）に予定しています。第一次審査通過者のみが対象ですが、あらかじめ日程確保をお願いします。

14 担当部局（問合せ先）

天理市市長公室総合政策課統括係（担当：色雲、石原）
 所在地：奈良県天理市川原城町605（天理市役所 4 階）
 電話：0743-63-1001 内線465 ファックス：0743-62-5016
 電子メール：sougou@city.tenri.nara.jp

（平成27年 7 月14日 掲示済）

天理市公告第26号

農業経営基盤促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成27年 7 月14日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

（平成27年 8 月 3 日 掲示済）

天理市公告第27号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 2 項及び第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成27年 8 月 3 日

天理市長 並 河 健

第 1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 山の辺第一工区 田部南公園整備工事（その 3 外）及び 街区整備工事（9 街区外）
- (2) 工 事 場 所 天理市 田部町地内
- (3) 工 事 概 要 山の辺第一工区 田部南公園整備工事（その 3 外）

田部南公園整備工事	A = 2, 845㎡
植栽工	1 式
給水設備工	1 式
雨水排水設備工	1 式
電気設備工	1 式
舗装工	1 式
遊具施設整備工	5 基
サイン施設工	6 基
柵工	1 式
パーゴラ	1 基
公園附帯工	1 式

 区画道路整備工事（6 - 1 号線その 4）

路床改良	A = 170㎡
U型側溝	L = 68m
柵工	1 基
舗装工	A = 170㎡

 山の辺第一工区 街区整備工事（9 街区外）

街区整備工事（9 街区）	
9 街区整地	A = 2, 310㎡
街区整備工事	
工事延長	L = 16.5m

- | | | |
|--|---------|--------|
| | CD側溝 | L=5.5m |
| | PU-240 | L=3.8m |
| | 袖コンクリート | L=7.4m |
- (4) 工期 平成28年3月25日まで
- (5) 予定価格 69,828,480円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 60,946,560円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (7) その他 本入札は、次の①及び②の工事を1つの工事として合併して入札するものであり、その落札者と各工事について契約を締結する。
①山の辺第一工区 田部南公園整備工事（その3外）
②山の辺第一工区 街区整備工事（9街区外）

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 天理市が平成27年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成27年度）において土木工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 一級土木施工管理技士もしくは一級建設機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3（1）に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3（1）に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到 着 期 限 日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 契約保証金額は第1（7）①及び②の各々について、請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

山の辺第一工区 田部南公園整備工事（その3外）及び 街区整備工事（9街区外）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成27年8月3日（月）から 平成27年8月19日（水）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成27年8月3日（月）から 平成27年8月19日（水）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成27年8月21日（金）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成27年8月28日（金）
質問書への回答日	平成27年8月28日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成27年9月3日（木）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成27年9月7日（月）
入札書到着期限日	平成27年9月10日（木）
開札の日時	平成27年9月11日（金） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成27年9月11日（金） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

教育委員会

(平成27年 7 月10日 掲示済)

天理市教育表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 7 月10日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

天理市教育委員会規則第13号

天理市教育表彰規則の一部を改正する規則

天理市教育表彰規則（平成12年 9 月天理市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中「図書館長」の次に「並びに市長部局の文化振興課長及びスポーツ振興課長」を加える。
第 4 条第 4 項第 2 号中「、事務局次長及び参事」を「及び事務局次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成27年 7 月10日 掲示済)

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 7 月10日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

天理市教育委員会規則第14号

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

天理市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和47年 3 月天理市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「参事及び」を削り、第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 2 項中「主幹」を「参事及び主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成27年 7 月10日 掲示済)

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 7 月10日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

天理市教育委員会規則第15号

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年10月天理市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「教育長、事務局長、参事、事務局次長、課長」を「事務局長、事務局次長、課長、参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成27年 7 月31日 掲示済)

天教告示第11号

平成27年 8 月 6 日午後 2 時から 8 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。
平成27年 7 月31日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成27年 7 月30日 掲示済)

天農委告示第 8 号

平成27年 8 月 7 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成27年 7 月30日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

議案第 1 号 農地法第 3 条に関する許可申請について

議案第2号 農地法第5条に関する許可申請について
 議案第3号 その他

① 市街化区域の専決処分について（報告）

公営企業

（平成27年7月15日揭示済）

天理市上下水道局公告第25号

平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成27年7月15日

天理市上下水道事業管理者
 藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第1処理分区	石上町の一部

（平成27年7月21日揭示済）

天理市上下水道局告示第10号

公共下水道の供用（処理）を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

その関係図書は、平成27年7月21日より2週間、天理市上下水道局下水道課に備えておいて縦覧に供する。

平成27年7月21日

天理市上下水道事業管理者
 藤田俊史

記

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
 平成27年8月4日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
 《天理市》
 櫛本町・南六条町・小路町・中町・田部町・別所町・豊井町・東井戸堂町・田町・三昧田町・柳本町・中山町・長柄町・西長柄町・佐保庄町
- 3 供用を開始する排水施設及び公共柵の位置

分 区	管記号	起 点	終 点
櫛本北第4処理分区	A	櫛本町3516	櫛本町3516
	A	櫛本町1846-1	櫛本町1846-1
	A	櫛本町2506-1, -2, -3, -4, -5, -6	櫛本町2506-1, -2, -3, -4, -5, -6
櫛本北第9処理分区	A	南六条町元柳生方23番1	南六条町元柳生方23番1
	A	南六条町元柳生方23番7	南六条町元柳生方23番7
櫛本北第11処理分区	A	小路町92-7, -8, -9	小路町92-7, -8, -9
櫛本北第12-2処理分区	A	中町33-4	中町33-4
天理北第1処理分区	A	田部町278 (1街区-3)	田部町274 (1街区-7)
	C	田部町281-1 (14街区-10)	田部町224-1 (14街区-9)
	D	田部町224-1 (14街区-9)	田部町212 (14街区-11)
	A	別所町366-1	別所町366-1
	A	別所町236-1	別所町236-1
天理北第2処理分区	A	豊井町384-2	豊井町384-2
天理北第9処理分区	A	東井戸堂町432-2	東井戸堂町432-4
	A	東井戸堂町455-1	東井戸堂町455-1
	A	田町213-1	田町212-1
大和川第5処理分区	A	柳本町1415	柳本町1415
大和川第5処理分区	A	柳本町2220-1	柳本町2220-1

大和川第 8 処理分区	A	西長柄町87	西長柄町87
	A	長柄町2102- 1	長柄町2108- 1
	A	佐保庄町471- 1	佐保庄町471- 1
	A	佐保庄町499- 1	佐保庄町499- 1

- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
「分流式」
- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置
「大和郡山市額田部南町地内」
- 6 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称
「奈良県浄化センター」

(平成27年 7 月31日 掲示済)

天理市上下水道局公告第26号
一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年 7 月31日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

第 1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 東部送水第 1 ～ 第 3 ポンプ場直流電源装置更新等工事
- (2) 工事場所 天理市福住町、石上町地内
- (3) 工事概要 東部送水第 1 ポンプ場直流電源装置更新工事 一式
直流電源装置、UPS 等
東部送水第 2 ポンプ場UPS 設置工事 一式
東部送水第 3 ポンプ場直流電源装置更新工事 一式
直流電源装置、UPS 等
石上北県水受水池PAS、高圧ケーブル、方向性地絡継電器及び不足電圧継電器更新工事 一式
東部送水第 2 ポンプ場接地改修工事 一式
- (4) 工 期 平成28年 2 月29日まで
- (5) 予定価格 15,359,760円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。） 設定有り。

第 2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第 4 号）第 5 条に規定する建設工事入札参加資格申請書を提出している電気工事の資格を有する建設業者であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件をすべて満たしたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法の規定による建設業の許可を、電気工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より 1 年 7 ヶ月前までの直近のもの）における電気工事の総合評定値が800点以上を有する者であること。
 - ④ 過去10年以内（本工事の発注年度を含まない。）に、上水道施設における類似工事（蓄電池設備の設置又は改修）を元請契約し、履行完了した実績を有する者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑦ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中配置できること。
 - ① 電気工事の主任技術者となり得る国家資格等（実務経験によるものを含む。）を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にある者

第 3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8558
天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線838

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。
- (3) 競争入札参加申込書の提出の期間、場所及び方法
 - ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出部数 1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「申請書及び資料等」という。)の提出期限日及び送付先
 - ① 提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務課 行
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 入札書の送付時において外封筒に同封とする。
- (5) 仕様書公開の日時及び場所
 - ① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 場 所 (1)に同じ。
- (6) 仕様書に対する質問書は、下記期限までに提出するものとする。(質疑がない場合は提出の必要ありません。)
 - ① 提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (7) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。
- (8) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書及び内訳書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (9) 入札書の到着期限日及び送付先
 - ① 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務課 行
- (10) 開札日時及び場所
 - ① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局

第4 競争入札参加資格の確認

競争入札参加者は、入札説明書に定めるところにより、提出期限までに第3(4)の提出方法により申請書及び資料等を提出し、開札後、落札候補者は競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

第5 落札者の決定

- (1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。
 - ① 調査基準価格を下回る入札を行った者を落札候補者とし、天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。
 - ② 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第6 その他

(1) 入札の無効等

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入

札、並びに入札説明書及び仕様書において示した入札条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が皆無となった場合又は開札時に入札参加者が皆無となった場合は、その段階で入札手続又は入札を中止する。

(3) 入札結果の公表等

落札決定後、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。

(4) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する建設工事請負契約書に定めるとおりとする。

第7 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第8 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線838

別表（入札日程）

東部送水第1～第3ポンプ場直流電源装置更新等工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成27年7月31日（金）から 平成27年8月14日（金）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
競争入札参加申込書の 提出期間 仕様書の公開期間	平成27年8月3日（月）から 平成27年8月14日（金）まで
質問書の提出期限	平成27年8月19日（水）
質問書への回答日	平成27年8月21日（金）
入札書到着期限日 競争入札参加資格確認書等 の提出期限	平成27年8月27日（木）
開札の日時	平成27年8月28日（金） 午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成27年8月28日（金） 午後2時00分

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成27年8月3日揭示済)

天理市上下水道局告示第11号

天理市指定給水工事事業者の指定について

平成27年8月3日付をもって下記の者を天理市指定給水工事事業者として指定したので告示する。

平成27年8月3日

天理市上下水道事業管理者

藤 田 俊 史

天理市指定給水工事事業者

商 号 (株) 城設備

代表者 城 和正

住 所 奈良県香芝市真美ヶ丘7丁目2番18号